

新型コロナウィルス感染症
第53回 危機管理対策本部 会議次第

令和3年11月15日

1 開 会

2 議 題

- (1) 東京都策定の基本的対策徹底期間における対応を踏まえた新型コロナ
ウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について
【修正】

3 閉 会

東京都策定の基本的対策徹底期間における対応を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

1 現状の捉え方

東京都を対象区域とする新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が解除となった9月30日（木）以降も、東京都内の新規感染者数は減少が続き、医療提供体制についても改善の傾向がみられる。

東京都では、10月1日（金）以降に実施したリバウンド防止措置の成果を検証したうえで、10月21日（木）に、10月25日（月）～11月30日（火）を期間とする「基本的対策徹底期間における対応」を策定した。従前の方針よりも制限等の緩和を進める内容方針としつつも、感染の再拡大防止のため、都民向けには、三つの密の回避や大人数での会食を控えるよう協力を依頼するとしている。

2 基本的な考え方

区としては、東京都の方針に沿って、制限の緩和を進めつつも、現段階においては、引き続き警戒を怠らず対処を続ける必要があるものと捉え、大人数での会食などの感染リスクの高い行動や密閉・密集・密接といったいすれの密状態についての回避、人との接触の低減に努める等の感染防止策を徹底しながら業務を継続する。

東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・中止の基本方針については、以下のとおり、危機管理対策本部で示すこととするが、詳細な内容等について各部において、精査し決定する。

また、この考え方については、原則として、東京都の基本的対策徹底期間における対応の実施期間とし、12月1日（水）以降の考え方については、東京都の示す対策を踏まえ、適宜変更を加えていく。

＜職員の出勤について＞

- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤については、業務に支障のない範囲で実施する。
- ・職場内における感染拡大防止の観点から、令和2年9月15日危機対策本部決定「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について（令和3年6月18日修正）」の取り扱いを継続する。

＜併せて行う対応方針＞

- ・区民に対しては、なるべく少人数の来庁や、混雑時における入場制限等への協力を依頼するとともに、区側においては、待合場所でお客様の密集状況を引き起こすことのないよう配慮するとともに、郵送・オンライン形式による受付等を推進する。

- ・会議、打ち合わせにおいては、進行等に支障のない範囲で書面開催やオンライン形式を心がける。

＜東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・休止の基本方針＞

- ・会館（北とぴあ・赤羽会館・滝野川会館）及び各区民センターなどのホール・会議室及び屋内・屋外体育施設等については、条例・規則等に定めたとおりの開所時間とする。
- ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センターにおいては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、放課後子ども教室については、感染防止策を徹底しながら運営を行う。
- ・図書館、博物館等においては、密閉・密集・密接といったいずれの密状態についての回避、と来場者同士の会話の回避等を含む感染拡大防止策を徹底しながら運営を行う。
- ・不特定多数の参加者のある式典・催し物・講座については、運営等に支障のない範囲でオンライン形式による開催を検討する。なお、対面形式で実施する場合には、参加者の体調チェック、手指消毒などの感染拡大防止策を徹底するほか、ソーシャルディスタンスの確保や参加者が大きな声を出さないよう配慮しながら運営を行うこととする。

＜基本的な感染予防策の徹底＞

- ・区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、令和2年10月23日危機対策本部決定「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策（令和3年10月20日修正）」の取り組みを改めて確認し、徹底する

3 区貸し出し施設の取扱いについて

（1）利用者に関すること

- ・施設内では、原則、マスクを着用する。
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行う。
- ・体調がすぐれない（例：37.5度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）、咳・のどの痛みなどの症状がある）方については、施設利用を禁止する。
- ・他の利用者や施設管理者等との距離に配慮する。
- ・利用施設内の換気を適宜行う。
- ・施設利用にあたっては、密閉・密集・密接といったいずれの密状態の発生について回避に努めることとし、必要に応じて来館者の制限などを検討する。
- ・主催者は、各種業界団体の定めるガイドラインを参考に対策を講じ、感染症拡大防止に努める。

- ・その他、各施設の定める利用上の注意事項等を遵守するとともに、施設管理者の指示に従う。

（2）区貸出施設における個別の活動内容等に係る配慮事項等

- ・北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂のステージ上での歌唱や演劇、口を使って奏でる楽器の演奏及びこれに類する活動を伴う利用については、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じることを条件に可とする。
- ・上記以外の場所で、コーラスやカラオケ、演劇等の大きな声を出すことが想定される活動や口を使って奏でる笛等の楽器演奏及びこれに類する活動を伴う利用に当たっては、利用人数は定員の50%以下とし、原則としてマスクを着用し、他者との間隔を2m以上確保とともに、利用者自身がアルコール消毒液を用意したうえで手指消毒を頻繁に行い、窓の開放等による換気の徹底に特に留意するほか、業界団体の定めるガイドラインに基づく対策を条件に可とする。
- ・ロックコンサート、スポーツイベント等の大声を伴うイベントの開催については、観客人数等は定員の50%以下とし、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じることを条件に可とする。
- ・参加者の水分補給は可とするが、食事（軽食・菓子等を含む）は不可とする。ただし、屋外バーベキュー施設においては、1グループ4名以下とし、基本的な感染予防策を徹底する場合に限り飲食を可とする。
- ・囲碁、将棋、麻雀等について、競技者はマスクを着用すること、対局中の会話を控えること、座席の間隔を1m程度確保すること、頻繁な手洗い・手指消毒を行う等の感染拡大防止策を講じたうえでの利用を可とする。
- ・活動内容の制限については、東京都の方針や近隣区の取扱い等を踏まえ、引き続き適宜見直しを検討する。
- ・貸出中止等によるキャンセル料は、定員に制限を設ける場合のみ、時間帯を問わず全額を還付する。